第４３号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成３０年６月５日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和３６年豊川市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「５４万円」を「５８万円」に改める。

第２６条第１項中「５４万円」を「５８万円」に改め、同項第２号中「２７万円」を「２７万５，０００円」に改め、同項第３号中「４９万円」を「５０万円」に改め、同条第４項及び第５項中「５４万円」を「５８万円」に改める。

第３３条の２第１項第２号中「氏名」の次に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）」を加え、同条第２項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第２０条並びに第２６条第１項、第４項及び第５項の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理　由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。